

2020 年度 札幌学院大学ハラスメント対策本部

年 次 報 告

2021 年 3 月 31 日
本部長 渡邊 慎哉

1. 本部会議等の日程

- 2020 年 6 月 25 日 第 1 回 ハラスメント対策本部委員・インティイカー合同会議
 - 【報告事項】
 1. 2020 年度ハラスメント対策本部委員及びインティイカーについて
 - 【審議事項】
 1. ハラスメント対策本部長に事故あるときの職務代行者の指名について
 2. チーフインティイカーの選出について
 3. 2020 年度事業計画について
 4. ハラスメント防止教育の実施時期について（1 年次ゼミナール）
 5. 2020 年度ハラスメント防止講習会の実施について（教職員向け）
- 2020 年 7 月 2 日 第 1 回ハラスメント対策本部会議
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 1 号について
- 2020 年 8 月 7 日 第 2 回ハラスメント対策本部会議
 - 【報告事項】
 1. 2020 年度 事案 1 号中間報告について
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 2 号について
- 2020 年 9 月 4 日 第 3 回ハラスメント対策本部会議
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 2 号について
- 2020 年 10 月 5 日 第 4 回ハラスメント対策本部会議
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 2 号について
- 2020 年 10 月 23 日 第 5 回ハラスメント対策本部会議
 - 【報告事項】
 1. 2020 年度 事案 2 号中間報告
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 1 号について
- 2021 年 1 月 13 日 第 6 回ハラスメント対策本部会議
 - 【審議事項】
 1. 2020 年度 事案 2 号について

2. 主な活動記録

(1) 活動概要

- ・今年度の活動はコロナウイルス感染防止対策の関係で、従来行っていたガイダンス、新任教職員へのハラスメント講習会について実施できなかった。
- ・学内関係者により moodle を通じてハラスメント防止に協力いただいた。
- ・今年度は、相談事案についてのみの活動であった。

(2) 相談件数 2 件

2020 年度事案 2 件 調査調停委員会を立ち上げた件数は 2 件。

(3) 相談の結果(概要及び対応については省略)

事案第 1 号 審議終了

事案第 2 号 審議終了

3. 2020 年度 本部委員及びインティカー一覧

【ハラスメント対策本部】 渡 邊 慎 哉 (経営学部) ……本部長
児 島 恭 子 (人文学部)
新 田 雅 子 (人文学部・理事 5 月まで)
辻 徹 (事務長・理事 6 月～)
森 邦 恵 (経済学部)
尾 崎 貴 司 (教育支援課)
中 村 真 紀 (教育支援課)
大 坂 卓 (管財課)
萩 原 亜 美 (キャリア支援課)

【インティカー】 山 添 秀 剛 (人文学部) ……チーフインティカー
横 山 登志子 (人文学部)
佐 藤 博 昭 (学生支援課)
伊 藤 綾 乃 (教育支援課)

4. 2020 年度 事業実績報告書

(次ページ以降に掲載)

【事業計画 記入様式（ハラスメント対策本部）】

大学基準6. 学生支援

中期目標	中期計画（案）	達成度評価指標
<p>【目標1】 修学支援、生活支援、進路支援それぞれに対して、適切な環境を整え、学生の個性に応じた指導を行う体制を構築する。</p> <p>ハラスメント対策本部としての中期目標 札幌学院大学にかかわりのあるすべての者が、その人格や人権を尊重され、かつ豊かで快適な環境のもとでの勉学・研究・課外活動・就労が保障されるようハラスメントの防止と対処に取り組む。</p>	<p>【計画1】 ハラスメント防止教育を通してハラスメントのない環境が保障されるように取り組むとともに、相談窓口の周知などを通して相談しやすい環境を整える。また、ハラスメントの相談があった場合には適切にその対処にあたる。</p>	<p>【指標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ハラスメント防止教育の実施実績 ②相談（申し立て）件数 ③調査調停委員会が立ち上がった件数 ④相談窓口を利用した学生へのアンケート調査
年次計画内容	計画実施状況	指標に基づく中期目標の達成状況
<p>2020年度</p> <p>(1) ハラスメント対策本部に関する規程及びインティイカーに関する規程に基づき、本部委員及びインティイカーを選任し活動を行う。</p> <p>(2) ハラスメントを未然に防止するため講習会を開催し啓発活動を行う。</p> <p>(3) 相談者が安心してインティイカーに相談できるようインティイカーについて周知する。</p> <p>(4) ハラスメントが発生した場合、調査調停委員会を設置するなどして迅速に対応する。</p> <p>(5) 本部委員及びインティイカーの研修を行う。</p> <p>(6) 調査調停委員会の活動マニュアルの作成。</p>	<p>ハラスメント対策本部に関する規程及びインティイカーに関する規程の選出基準に基づきハラスメント対策本部委員及びインティイカーを選任し活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染防止対策の関係で、従来行っていたガイダンス、新任教職員へのハラスメント講習会について実施できなかった。 ・学内関係者により moodle を通じてハラスメント防止に協力いただいた。 <p>冊子『ハラスメント防止ガイドライン』の巻末にインティイカーの所属、内線電話、オフィスアワーの内容を記載したが、コロナウイルス感染防止対応のため配布機会を逸した。 ホームページにはインティイカーの顔写真を掲載し、安心して相談できるようにしている。</p> <p>今年度は相談件数が少なかったが、相談事案の状況の変化に応じて都度、本部委員会を開催し迅速に対応してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの研修会もあったが、参加できなかった。また、学内研修での研修も実施する事も出来なかった。 <p>マニュアルは作成できなかった。次年度はマニュアル作成の体制を考え実施する。</p>	<p>① ハラスメント対策本部として実施できなかった。今後開催の方法(オンライン等)についても検討し、ハラスメントの防止に努める</p> <p>②相談（申し立て）件数 2件</p> <p>③調査調停委員会が立ち上がった件数 2件（審議終了）</p>

<p>(7) ハラスメント関係の研修会、セミナーに出席し、情報収集を行う。</p> <p>(8) 具体的事例への対応を蓄積するために、内容を一定程度詳しく記載し本部委員のみが閲覧できる年次報告書とインターネットに公開する年次報告書を作成する。</p> <p>(9) ホームページの更新を行う。</p> <p>(10) 必要に応じて、教職員、学生に対するハラスメントに関する周知、啓発及び対処の方法について検討し、併せて規程等の見直しを行う。</p> <p>(11) ハラスメント対策本部と外部の専門家と連携の可否についての検討</p> <p>(12) ハラスメント防止規程の原案作成</p>	<p>オンラインでの研修会もあったが、参加できなかった。</p> <p>引継ぎ事項として各事案の取り纏めを行なう。 インターネットで公開する年次報告書を作成した。</p> <p>ホームページに 2019 年度の年次報告書を掲載した。</p> <p>今年度は、特に実施しなかった。</p> <p>ハラスメント本部委員会では具体的な検討は出来なかつたが、対策本部長から理事長、学長に対して現状の問題を示して説明した。特に教職員間でのハラスメント問題の取扱いについては慎重を要する事を強調した。 今後大学としての対応について検討を依頼した。</p> <p>ハラスメント防止規程の原案は出来なかつた。(現行のハラスメント対策本部に関する規程およびインティカーに関する規程と重複するため全体的な整理が必要) 今後、就業規則の第 7 条の遵守事項にハラスメントに関わる内容を記載する事も検討する。</p>	
---	--	--